

むつ市分別収集計画
(第10期分別収集計画)

令和4年5月策定

1. 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを見直し、廃棄物の循環型社会を形成していくことが必要である。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

近年、地球の温暖化や砂漠化、フロンガス等によるオゾン層の破壊、酸性雨による森林被害や土壌汚染など地球規模での環境問題が深刻化し、また、人々の環境アメニティの保全と改善への関心が高まる中で、環境汚染を抑制し、限りある天然資源を保全し、生活環境の持続的な発展を可能にするためには、潜在資源でもある廃棄物のリサイクルが重要であり、これを積極的に推進する必要がある。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)第8条の規定に基づいて、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、廃棄物の減量と再商品化を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や資源の有効利用を図り、循環型社会の形成を推進するものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制、再利用及びリサイクルを基本とした循環型社会の構築
- ・分別収集の促進及び回収システムの整備・充実
- ・住民及び事業者等へのごみ減量化や再利用推進のための協力要請、啓発活動の促進
- ・児童・生徒など低年齢期からの環境教育とリサイクル意識の形成
- ・環境問題やごみ排出・処理、資源化などに関する積極的な情報発信
- ・ごみ減量化やリサイクル等の長期的持続による生活習慣としての定着化
- ・住民、事業者及び行政がそれぞれの責務を認識し、一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和9年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、白色トレイを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
容器包装廃棄物	4,931	4,882	4,807	4,732	4,667

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、住民、事業者及び行政がそれぞれの立場から現状を見直し、役割を分担し、相互に連帯・協力して推進を図る。

（1）環境教育、啓発活動の充実

市民一人一人に、減量リサイクル意識を高めてもらうために、児童生徒らを対象とした環境学習の実施や、幅広い年齢層や各種団体を対象としたごみ分別に関する講座や説明会の実施などの広報活動に努め、継続的に意識啓発を行う。

また、市広報紙や市ホームページ等を利用し、分別排出方法やリサイクルについての記事を掲載する。

（2）過剰包装の抑制、再生品やエコ商品の使用の促進

マイバッグの使用拡大や再生品の利用などについて広報等に努め、環境にやさしい、ものを大切にするライフスタイルの普及促進に取り組む。

（3）集団回収への支援

集団回収に携わる団体、事業者に対し、回収用物品の貸出し、奨励金の交付等の支援を行う。

（4）事業所から排出される容器包装廃棄物の適正排出指導

事業所から排出される容器包装廃棄物について、産業廃棄物に該当するものは産業廃棄物として適正処理を指導し、該当しないものについても、リサイクルが可能となるように分別排出の徹底について啓発に努める。

(5) リサイクルシステムの整備

リサイクル型社会の形成のための回収システムや処理方法等の最善の方策を適宜検討し、整備・拡充を図る。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案して、分別収集の対象とする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、ごみ収集委託業者が所有する機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑紙類
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	107		106		104		103		102	
主としてアルミ製の容器	2		2		2		2		1	
無色のガラス製容器	(合計) 82		(合計) 81		(合計) 80		(合計) 79		(合計) 78	
	(引渡) 82	(独自) 0	(引渡) 81	(独自) 0	(引渡) 80	(独自) 0	(引渡) 79	(独自) 0	(引渡) 78	(独自) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 124		(合計) 122		(合計) 121		(合計) 119		(合計) 118	
	(引渡) 124	(独自) 0	(引渡) 122	(独自) 0	(引渡) 121	(独自) 0	(引渡) 119	(独自) 0	(引渡) 118	(独自) 0
その他のガラス製容器	(合計) 50		(合計) 50		(合計) 49		(合計) 49		(合計) 48	
	(引渡) 50	(独自) 0	(引渡) 50	(独自) 0	(引渡) 49	(独自) 0	(引渡) 49	(独自) 0	(引渡) 48	(独自) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0		0		0		0		0	
主として段ボール製の容器	96		95		94		93		91	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 85		(合計) 84		(合計) 83		(合計) 82		(合計) 80	
	(引渡) 85	(独自) 0	(引渡) 84	(独自) 0	(引渡) 83	(独自) 0	(引渡) 82	(独自) 0	(引渡) 80	(独自) 0
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 91		(合計) 90		(合計) 89		(合計) 88		(合計) 87	
	(引渡) 91	(独自) 0	(引渡) 90	(独自) 0	(引渡) 89	(独自) 0	(引渡) 88	(独自) 0	(引渡) 87	(独自) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2	
	(引渡) 2	(独自) 0	(引渡) 2	(独自) 0	(引渡) 2	(独自) 0	(引渡) 2	(独自) 0	(引渡) 2	(独自) 0
（うち白色トレイ）	(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2	
	(引渡) 2	(独自) 0	(引渡) 2	(独自) 0	(引渡) 2	(独自) 0	(引渡) 2	(独自) 0	(引渡) 2	(独自) 0

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{令和3年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率は、「むつ市一般廃棄物処理基本計画」による人口予測を勘案し、次のとおり設定した。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予測人口	53,762人	53,056人	52,409人	51,704人	50,998人
人口変動率 (対前年度比)	98.7%	98.7%	98.8%	98.7%	98.6%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

ただし、今後の状況に応じて、また、よりよい方策を確認したときは、適宜、見直すものとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	<ul style="list-style-type: none"> 市による定期収集 町内会等を主体とした資源ごみ集団回収 一般廃棄物収集運搬許可業者による収集 中間処理施設への自己搬入 	下北地域広域行政事務組合 （集団回収のみ） 民間の資源回収事業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	<ul style="list-style-type: none"> 市による定期収集 町内会等を主体とした資源ごみ集団回収 一般廃棄物収集運搬許可業者による収集 中間処理施設への自己搬入 	下北地域広域行政事務組合
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	<ul style="list-style-type: none"> 市による定期収集 町内会等を主体とした資源ごみ集団回収 一般廃棄物収集運搬許可業者による収集 中間処理施設への自己搬入 	下北地域広域行政事務組合 （集団回収のみ） 民間の資源回収事業者
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	雑紙類		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> 市による定期収集 町内会等を主体とした資源ごみ集団回収 一般廃棄物収集運搬許可業者による収集 中間処理施設への自己搬入 	下北地域広域行政事務組合
	白色発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ		

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 6 号)

本計画に定める分別収集の対象品目及びこれら以外で分別収集する容器包装廃棄物は、**下北地域広域行政事務組合で運営する「アクセス・グリーン」リサイクルプラザ及び令和 6 年度供用開始予定の新ごみ処理施設で処理・保管を実施する。**

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	市指定ごみ袋 (集団回収のみ) プラスチック籠	パッカー車 キャブオーバ	○アクセス・グリーンのリサイクルプラザ 及び新ごみ処理施設 (選別・圧縮処理) ○集団回収のみ 民間資源回収業者 (圧縮処理)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	市指定ごみ袋 (集団回収のみ) プラスチックコンテナ	キャブオーバ	○「アクセス・グリーン」リサイクルプラザ 及び新ごみ処理施設 (選別・破砕処理)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	ひもで十字に縛る	キャブオーバ	○アクセス・グリーン 及び新ごみ処理施設 のストックヤード ○集団回収のみ 民間資源回収業者 (圧縮・梱包処理)
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	雑紙類			
ペットボトル	ペットボトル	市指定ごみ袋 (集団回収のみ) ネットバック	キャブオーバ	○アクセス・グリーンのリサイクルプラザ 及び新ごみ処理施設 (選別・圧縮・梱包処理)
白色発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ	重ねてひもで縛る (集団回収のみ) ポリエチレン袋	キャブオーバ	○アクセス・グリーン 及び新ごみ処理施設 のストックヤード

※新ごみ処理施設については事業者選定中のため、変更の可能性あり

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

むつ市は、廃棄物循環型社会の構築のため、その施策において一般廃棄物の排出を抑制し、資源の有効利用と環境負荷の低減を図り、共通理念の下に連帯・協力し、分別収集を適正かつ円滑に実施する。

また、住民及び事業者等に対しては、啓発活動や情報発信を積極的に行い、ごみの減量化や分別収集の重要性、意義、効果などを理解してもらい、協力が得られるよう最大限努力するとともに、それぞれの意見や要望を反映させ、情報交換し、三位一体となったネットワーク化した取組みによる効果的かつ充実した分別収集システムの創造を目指す。